

職域サポートローン

当庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所従業員様限定

令和5年12月1日 現在

商 品 名	・職域サポートローン
ご利用いただける方	・当金庫と職域サポート契約を締結している事業所で働く経営者・従業員＊パート・アルバイト等の非正規社員でも可 ・年齢が満20歳以上の方。 ・一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方、または、当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次の用途に限りします。（事業性・投機性資金は除きます） ・申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金。 ①自動車関連資金 ②教育関連資金 ③ 住宅・リフォーム関連資金 ・申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金 上記を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借入れた証書貸付型消費者ローンの借換資金（繰上完済にかかる手数料含む） ・申込人が当金庫から借入れたしんきん保証基金付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローンの借換え資金に限りします。
ご融資金額	・1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	・3か月以上15年以内 6か月間の元金据置きができます。
ご融資利率 (1)固定金利 (2)変動金利	・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。 ご融資利率＋所定の保証料率が実行金利となります。 ・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。 ご融資利率については、4月1日および10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は7月返済分から、10月1日基準の融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。 ご融資利率＋所定の保証料率が実行金利となります。 ※ご融資利率につきましては、店頭へお問合せください。
金利優遇	・金利優遇キャンペーン中はその優遇を適用いたします。
ご返済方法 (1)固定金利 (2)変動金利	・毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金のご融資額の50％までとします。 ・返済期日まで返済額は一定です。 ・元利均等返済の場合は金利見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存期間等にもとづいて算出するものとします。ただし、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。次回返済額変更基準日における見直しを行うまでは、その間借入利率の変更があっても返済額は変更しません。当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 ※具体的な返済額は店頭でお申出いただければ試算いたします。
保証人・担保	一般社団法人 しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。
手数料・保証料等	・申込手数料は、不要です。 ・繰上償還・条件変更時には、別途手数料が必要となります。 ・保証料は次のとおりです。 毎月払型 〔保証料率0.38％〕 所定の保証料率をお借入金利に上乗せし、当金庫が毎月保証料の支払をいたします。 詳細な保証料については、店頭へお問合せください。

滋賀中央信用金庫

苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他	・ お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。